

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、
次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	高松市自治基本条例制定委員会 第10回会議
開催日時	平成21年9月9日(水)18時～19時20分
開催場所	高松市役所 11階 114会議室
議 題	条例素案全体の見直しについて
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	中川委員長，鹿子嶋副委員長，河田委員，多田委員，中條委員，柘植委員，鶴見委員，野田委員，森田委員
傍 聴 者	6人
担当課および 連絡先	企画課 839-2135

審議経過および審議結果

次のとおり会議を開催した。

今回は、前回会議までに御協議いただいた条例素案全体の見直しについて、改めて御協議いただきたいと思う。お手元に関連資料が配られているので、それを元に皆さんに御審議いただきたいと思う。

それでは、事務局から説明をお願いします。

それでは、条例素案全体の見直しについて、御説明する。

その前に、前回の会議の後で各委員からいただいた条例素案に対する御意見について、報告させていただきたいと思う。文章表現として、前文などの中に「するとともに」という表現が多く見られるので、整理した方がいいという御意見と、制定委員会としての条例素案を市長に提出する際に、条例の内容などについて、いろいろな方法で市民に周知してもらうために、市長あての意見を付記してほしいという御意見があった。

また、前回会議までに御協議いただいた条例素案については、議会改善検討委員会に報告させていただき、そちらからも御意見をいただいている。さらに、事務局としても市の法制担当と再度全体を見直し、全体の文言の整理、関係法令との整合性などを図り、提案させていただいている。

資料10-2の1ページを御覧いただきたい。

まず、前文についてである。前文の中に「するとともに」という表現が多いので整理をしてはとの御意見があり、第1段落と第2段落の「とともに」を削除している。第2段落目では、「まち」が3回続くといった御意見があったことから、最初に出てくる「まち」を「この高松」と修正している。

また、第1段落目の文化については、議会からも自治基本条例の中で文化を位置づけた方がいいとの御意見があったことから、文言を付け加えている。

第1章の総則についてだが、第1条「目的」の2行目「執行機関等」の「等」について、これは執行機関の補助機関である職員のことであったが、地方自治法では職員も含めて執行機関としていることから、「等」を削除している。

次に、第2条の「定義」のうち、第4号の「地域のまちづくり」では、「地域の課題を解決し、および」という、「…し、および」を使わない方がいいとい

審議経過および審議結果

う御意見を受け、文言を整理している。

第5号の「参画」では、「責任を持って」関与することとあったが、市民に市政に対して責任を持たせることには無理があるため、削除している。

第6号の「協働」では、「自由な立場で」という文言が入っていたが、本市の「NPOと行政の協働を進めるための指針」の中で、協働の原則として定められている原則の中に「自由」という言葉はないため削除し、「相互理解」という言葉が入っているため、「互いの特性を理解し」を入れている。

第4条の「自治の基本理念」についてであるが、第3項では、「市民および市は、地域の特性および独自性を尊重」とあったが、2ページの3行目の前文に「地域の個性や自立性を尊重した」とあるため整合性をとり、また地域のまちづくりには、地域自らが自立的に行うことが重要であることから、修正している。

次に、第5条「自治の基本原則」についてである。

第2号は、文言を整理し、第3号では、「公共的課題」という言葉を使っていたが、公共的課題が何か分かりにくいと、市政と地域のまちづくりにおける地域の課題であることから、「市政および地域の課題」と修正している。

次に第2章の「市民、議会および執行機関の役割と責務」である。

執行機関等の「等」は、先ほどと同様の理由で削除している。

第7条の「市民の参画の権利」では、「市民は、人種、信条、性別、年齢、社会的身分等にかかわらず、平等な立場で参画する権利を有する。」としていたが、「年齢」と「平等な立場」については、例えば小さな子どもが参画することができるのかという疑義も生じることから、削除している。

次の第8条「市民の役割と責務」で、2行目の「互いの自由と人格を尊重し」については、第4条の「自治の基本理念」の中に同様のことがあるため削除し、「公共的課題」は先程と同様に、「市政および地域の課題」と修正している。

第3項については、「市政運営に伴う応分の負担を負う」として、税金を含め、使用料などを応分の負担とし規定していたが、応分の負担だけでは内容が分かりにくいとの御意見があったことから、他市の状況など参考に、「納税の義務」と「選挙権の行使」を規定している。

次に、第2節「議会」についてである。

第9条の第2項の「監視機能としての役割を果たす」については、「機能を果たす」とは言えないため、文言を整理し、「監視機能を十分発揮する」と修正している。

次に、第10条の「議員の役割と責務」の第2項の自己研さんについて、自己研さんは政策形成能力の向上のためだけではなく、チェック機能等もあるということから、外して提案させていただいている。

次に、第12条の第2項と、第13条の第3項について、「協働による」という言葉だけであったが、参画と協働をセットとして考え、参画を加えている。

第12条第2項の「職員の育成」については、第13条の職員の責務の第2項に「能力向上に努める」ことを規定しているため、削除している。

第14条の情報の共有の第2項は、協働の仕組みの整備とあわせて整理したものである。

第17条「地域のまちづくりへの参画」の第2項、また、第22条の「協働の推進」の削除部分については、全体としてシンプルにしたほうが良いという御意見をいただいたことから、協働の定義や原則などと重なっているため、削除している。

第20条「附属機関等の委員の公募」では、委員の公募は、委員の一部を公募することから、正確に「委員の一部を公募により選任する」と修正している。

第23条の「地域コミュニティ協議会」については、自治基本条例で明確に規定するということから、定義づけた方がよいのではないかと御意見もあり、赤字修正部分の1行目最後の括弧内にあるように、地域コミュニティ協議会の要

審議経過および審議結果

件を盛り込み、「共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域に居住する個人および所在する法人その他の団体を構成員とし、民主的な運営により、地域の課題を解決するために活動する組織で、一の地域につき一に限り、市長が認定したものをいう。」と定義している。

次に、第4節「行政運営」のうち、第26条の「財政運営」であるが、主語を市長とし、また、財政運営についてももう少し厚く盛り込むべきだという御意見を受け、「効率的かつ効果的な政策の展開を図ることにより」を加えている。

第31条の「公益通報」であるが、公益通報者保護法では公益通報者に不利益な取扱いを禁止していることから、法律にあわせて、「講じなければならない」と義務規定にしている。

次の第32条「政策法務」であるが、政策法務の項目を盛り込んでいるが、「自ら責任を持って解釈する」という表現について指摘があったことから、地方自治法の表現を盛り込み、「地方公共団体に関する法令の規定について、地方自治の本旨に基づき、これを解釈する」と修正をしている。

第33条の行政組織の編成であるが、文言を整理している。

第34条にあった「危機管理体制の整備等」であるが、市民委員会からの提言では、財政運営の例外として、災害等の緊急時における必要な財政措置を速やかに講ずることを規定するため、「安心安全の優先確保」として盛り込まれており、制定委員会においても、「危機管理体制の整備等」として規定していたが、市の法制担当より、第2項の速やかな財政支出は第1項の体制の整備に含むと考えられること、また、第1項の危機管理体制の整備だけとなると、自治の基本原則を定めるこの条例に規定する項目としては、他の条文とのバランスを見る中でなじまないのではないかという指摘を受け、削除することを提案させていただいている。

次に第34条「国および他の地方公共団体との連携および協力」であるが、「および」はいらぬのではないかとの御意見から、修正をしている。

次に、元の第36条、現在の第35条の「条例の検証」では、「自治の進捗状況を把握し」としていたが、計画のように目標がない中でどのように進捗状況を把握するのかという御意見があり、自治がどれくらい進んでいるかを把握するものであることから、「この条例の趣旨に照らし、自治運営の状況を把握する」と修正している。

最後の第37条は委任について定めるもので、この条例の施行にあたって、必要な事項については別に規定することを定めており、本市における委任条項の定型的なものとなっている。

以上である。よろしくお願ひしたい。

(委員長)

今まで議論していただいたことが、前回7月8日現在で条例素案としてできていた訳だが、それをもう一度行政内部で協議にかけた結果としてこういう形で返ってきている。その他、各委員さんからもう少し分かりやすく、文言を削ったらどうだというような意見も受け、微調整したものとなっている。これについては、全員にまた御意見をいただきたい。

(委員)

全体について意見を言わせていただく。

第7条の「権利を有する」という言葉が削られて、ただ「ことができる」というふうになっている。「権利」という言葉を落とすのがいいのかどうかだが、個人的にはあった方がいいのではないかと思います。

第23条は苦勞して地域コミュニティ協議会について盛り込んでいるが、定義のところに入れればいいのか、この23条でいいのかどうか難しいところだが、括

審議経過および審議結果

弧の中が長いので見る人がどのような印象を受けるのかと思う。

後は個々に意見を述べさせてもらいたい。

(委員)

第8条の市政運営に伴う応分の負担について、今まではぼんやりと納得していたが、これは納税の義務と選挙権の行使という二つを表すものなのか。

(事務局)

「応分の負担」の意味としては、もともと税の負担、使用料や手数料のことを指していた。この言葉には選挙権の行使という概念は入ってこないのだが、どういうことを指すのか分かりにくいという御意見を受け、他市の状況を調べる中で、選挙権の行使についてもあわせて盛り込むこととした。

(委員)

選挙権について盛り込むことが良いのかどうかは分からないが、市民の定義からすると、選挙権を有しない人がかなりの数いるので、納税と選挙権のみを特記するのはどうなのかと思った。だから、「応分の負担」というぼんやりとした書き方の方が、いろいろな人に適用できるのではないかと思う。

(事務局)

議会からもそこまで明確に書かなくてもいいという意見もあったが、大勢としては応分の負担が何を指すのか分かりにくいという意見があったので、そこを少し明確にさせてもらった。

(委員)

第34条の「および」を「ながら」に直しているが、これは正しいのか。全文を通してここだけ出てくるので、少し違和感を感じる。問題ないのであれば構わない。

(委員長)

「および」が多いため、削ろうとしたのだと思う。通常は「ながら」という言葉は使わないだろう。

(委員)

少し気がついたことを言わせてもらいたい。

第1条で、「この条例は、本市における」となっており、他では「市」となっている。ここは「高松市」にすればいいのではないか。

第2条の1号で「市内に居住し、通勤し、または通学する」となっているが、これは「働いたり、学んだり」という言い方のほうがいいのではないか。

同じく5号の参画のところでも、「主体的に関与する」とあるが、これは「主体的に参加し、関与する」とした方がいいのではないか。

第9条で議会は「意思決定機関」であり、「監視機能」を有するとなっているが、「牽制機関」といった言葉は入れなくていいのだろうか。

第12条第2項で、「執行機関は参画と協働による」とあるが、「議決を経て」という言葉を入れなくていいのかと思った。

第13条第2項で、「専門的知識の習得および能力の向上」とあるが、知識だけでなく、技能も必要なのではないか。これは知識の中に入るのかも知れないが。

(委員長)

事務局から何かコメントがあればお願いしたい。

審議経過および審議結果

(事務局)

全部ではないが、説明させていただきたい。

まず、本市と市の使い分けであるが、市については、第2章の定義、第3号で「市は議会および執行機関をいう」としており、こういった意味合いで使う場合は「市」で表現している。単に高松市を表現する場合は、高松市内で表す場合は「本市」を使用し、市外からの視点では「当市」という言い方で使い分けしており、第1条は高松市における基本理念などを表しているのので、「本市」としている。

第2条第1号の市民の定義の「通勤・通学」であるが、本市の他の条例の表現に合わせている。

第9条の議会の部分については、今の状態で議会側からも特段意見はでてこなかった。

(委員長)

議会に「監視機能および牽制機能」とすべきでないかという意見があったことを伝えていただきたい。監視機能の中に牽制機能が含まれているという考え方がいいと思うが。

(委員)

監視機能の中にそれが含まれているというのであれば、構わない。

(委員長)

第12条の執行機関の部分に議会の議決が必要であると言うことを盛り込まなくていいのかということだが、この条例自体が議会の議決を経て制定されるものであるから、議会の議決の下に執行機関にこういう責任を負わせるということであるから、改めてそれを断る必要はないだろう。

第13条で「技能」を入れなくていいのかという意見については、「能力」の中に含まれるという整理でいいと思う。

(委員)

第1条の「本市」は「高松市」ではいけないのだろうか。

(委員長)

第1条は定義に入る前の「本市」であるから、「高松市」としても問題はないと思う。

(事務局)

こういう場合に「本市」という言い方が多いか、「高松市」という言い方が多いか、法制担当に再度確認したい。

(委員)

先ほどの意見にもあったが、第7条の「権利を有する」が「ことができる」となっているのは、大きな差があるように思う。

第23条のコミュニティ協議会については、内容に疑問はないのだが、ここにこれだけの説明を書くと、他があっさりしている分ここが浮き立って見えるのではないか。

第34条の危機管理が消されていることについて、第2項の財政措置についてはともかく、第1項は残しておいた方がいいのではないかと思う。

審議経過および審議結果

(委員長)

第23条の地域コミュニティ協議会は、第1項が長いのもう少し細かく分けた方がいいのではないかという意見がある。また、「地域コミュニティ協議会に関することは別に定める」というふうを書くという手もあるが、ここでどの程度まで定義しておくかという判断になると思う。バランス上の問題であるが、ちょっと考えたいと思う。

(事務局)

地域コミュニティ協議会という言葉は条例上初めて出てくる固有名詞なので、条例の中で定義もしくは説明をある程度しておくべきだと判断したものである。

(委員長)

第34条の危機管理体制の整備の第1項については、残しておいた方がいいという意見だった。第2項については財政措置であるから、別に外しても意味は通じるし、地方自治法上、災害対策に関する財政措置については非常に重要度が高いので、議会で否決されるようなこともないだろうし、あえてここで言わなくてもいいのではないかと思う。

(委員)

地域コミュニティ協議会というのは初めて出てきた言葉だが、定義を括弧書きにすると見づらいのではないだろうか。ここまで多く書くのであれば、他で定義するなどした方がいいのではないか。

(事務局)

まず第23条で規定したというのは、コミュニティ協議会という語句が他の条例では出てこないため、ここで定義づけするという考え方である。括弧書きにすると長いのだが、法制執務上、こういう定義の仕方の手法もあるため、これで提案させていただいている。この単語が他の条文にも出てくるのであれば、第2条の定義の中に入れるという方法が一般的だと思うが、この条だけなので、この中で整理している。

(委員)

ちょっと気になるのが第2条の定義の第6号、「互いの特性を理解し」という文章なのだが、この「特性」という言葉の意味を聞かれた際に、答えられるのかと思う。改めて「特性を理解し」などと言わずに、「互いを理解し」でいいのではないか。

第8条の第3項だが、ここは「市民の役割と責務」だと思う。ここに選挙権という言葉が入ってきているが、これを書く必要があるのだろうか。前段だけで止めてもいいのではないかとと思う。

第23条についてだが、地域コミュニティ協議会という言葉はこの条例で定義しようとする考えでこういう形になっているのか。それとも、地域コミュニティ協議会とはこういうものであると別に定めるのか。その考え方をはっきりさせておく必要があると思う。

(委員長)

第2条第6号に特性という言葉は必要ないのではないかということと、第8条第3項で選挙権にまで触れる必要があるのかということ、第23条にここまで盛り込むのかという意見だった。

第8条については啓発的条文であるから、なくてもあっても問題はないが、確かに選挙権の行使は責任である。

審議経過および審議結果

地域コミュニティ協議会については、「地域コミュニティ協議会設置条例」や「地域コミュニティ協議会に関する条例」を作らないで、この自治基本条例の第23条で基本骨格を定めてしまうという思いがあるからここまで書いているのかという確認だと思う。

(事務局)

地域コミュニティ協議会については今現実に作っていった訳であるが、それが何なのかという事をどこかではっきりさせたい、そういった場合にこの自治基本条例が一番いいのではないかという考えである。具体的にどうするのかということについては続きがあるが、条例上である程度の定義はしておきたいと思う。

(委員)

言葉の一つ一つがよく考えられていると思う。

感想のようになってしまうが、第8条で市民が「地域社会の活性化を図る」となっているが、これは生活に余裕があり、高い意識を持っていないと、個人のレベルでは難しいのではないかと思う。目標だとは思いますが、一人一人が地域の活性化を図るところまでいうのは少し難しいのではないだろうか。

地域コミュニティ協議会については、それが何かということをお自身がつかめていなかったが、ここで詳しく書いているので理解できたと思う。また、「市民は地域コミュニティ協議会を設置することができる」とあるので、市が設置するものだというイメージがあったが、市民が設置するものということをお改めて知ることができた。

(委員長)

私から少し意見を言わせてもらいたい。第8条と第17条はよく似ているように思う。どう違うと説明すればいいのだろうか。二つを一つにしてもいいのではないか。

(事務局)

第2条の参画の定義の中で、市政に対してだけでなく地域のまちづくりに主体的に関与することを参画としたため、第2節の「参画」の条文としては、第17条で地域のまちづくりへの参画を言い、第18条で市政の参画を言うため、両方が必要になってくる。第8条は市民の役割の視点からのもので、第17条は参画の立場から条立てしたものである。

(委員長)

そういう解釈でいいと思う。似たようなことを述べているが、市民側からの場合と、参画という制度からだとこうなる、ということである。

第8条で地域社会の活性化まで市民の役割と責務としているが、それは少し難しいかもしれない。啓発条項として置いてもいいが。

(委員)

3点意見を述べさせていただきたい。

第8条第3項について、他の委員からも意見が出ている部分であるが、私は少し見方が違って、「応分の負担」ということは税金や使用料だけでなく、市民の義務として皆のために汗をかくということを含んでいると考えるため、それが消されて赤字の部分のようになってしまうと、完全に納税が前面に出すぎて、協働社会の視点からの市民の応分の負担という意味合いが霞んでしまうのではないかと思う。納税等の「等」の中に役務の意味合いも含むとも言えるが、それではニュアンスがかなり薄れると思う。

審議経過および審議結果

また、その後ろの選挙権についてであるが、確かに選挙権は行使すべきだと思うが、逆にうたいすぎると政治色が強く出すぎるのではないかと思う。元の方がシンプルでいいのではないだろうか。

第9条第2項で「役割を果たす」が「十分発揮する」に変わっており、さらっと読むとあまり変わっていないように感じるが、「発揮したけど役割は果たさなかった」でも構わないように読めてしまう。ここは議会として責任を取ることをはっきり言い切ってしまった方がいいと思うので、「発揮する」を残すとしても、「十分」を削って量的裁量を入れないようにすべきだと思う。

第34条の危機管理体制の整備等であるが、第1項については当たり障りないことを書いていたが、第2項に書いてあったことの意味は、第26条「財政運営」で、「健全な財政運営に努めなければならない」とプライマリーバランスをしっかりと考えて無駄な借金を作らないようにという事を市に対して言っていたが、市政運営はそれだけを考えるのはいけないので、危機的状況が起こったときには速やかに必要な財政支出を行うようにと担保するために盛り込まれたものである。逆に第2項を外してしまうと、いつでも財政支出をしても構わないというふうに読めてしまうのではないかと思う。もともと市民委員会の中では、プライマリーバランスについてが一番言いたかったことであるが、そればかりだと緊急時に困るので、ここで担保し、2つの条でバランスをとっている。他の法律で緊急出動などについては担保されているのかも知れないが、財政支出についてはもう少し強く書き込んでいた方がいいのではないかと思う。

(委員長)

「応分の負担」という言葉に戻した方がいいのではないかという意見だが、税だけでなく、どのような負担があるだろうか。

(委員)

分かりやすいのであれば施設使用料などがあるが、私たち市民の側からすれば、市道にゴミが落ちていれば自分で拾うべきであるとか、ボランティア的なことをするとか、そういうことを市民が負うべき役務であると広く解釈してここに入れたかった。それを外して納税だけにしてしまうと、協働の部分から遠ざかってしまうと思う。

(委員長)

ちょっと難しいかもしれない。「負担を分任する」という言葉が明治憲法に書いてあるが、そういう言葉を使うことが逆に古臭い印象を受ける。今の意見の中には理念まで入っていると思うが、それを「負担」という言葉に込めるのはちょっと無理ではないか。

(委員)

赤字で修正されている負担の部分の根拠は、法的な義務なのか、まちづくり、市政運営に関連して市民にやってもらいたいことなのか、これらをすべて「負わなければならない」と書くのは難しいのではないか。

個人的には、行政サービスを受ける見返りとして「応分の負担」を負うというイメージがある。今の修正案だと、サービスの見返りではなく、もっぱら義務の部分だけを書いているように見えるので、どうかと思う。

(委員長)

危機管理体制については、むしろ2項の方に御意見をいただいた。「災害等の緊急時にはその対策に必要な財政措置を速やかに講ずるものとする」という一文がないと、第26条の財政運営の中の「財政収支を十分考慮した予算編成に努め

審議経過および審議結果

る」とか「健全な財政運営に努める」といったプライマリーバランス論に引きずられてしまっていて、安全軽視の予算編成や財政支出になる心配があるため、歯止めが必要でないかということだが、それについては心配ないと思う。災害時には災害対策のための措置をする義務が自治体にはあるから、ここに入れる必要はないのではないか。議会にしても、災害対策のための予算案を否決するようなことはないはずである。

それより、第34条第1項を外す方が問題なのではないかと思う。危機管理体制というものは福祉や医療と違い、自治体の中に「危機管理」という分野があるわけではなく、すべての部局が危機管理をしなくてはならない。そういう意味では行政運営の基本原則に入ってくるはずである。常に行政は危機管理を想定した訓練、組織編制、情報処理等に努めなくてはならない。

(委員)

「安全・安心のまちづくり」という意味は入れておいた方がいいのではないか。市民の身体、生命、財産の安全性を確保するということが、自治体の基本任務だと思う。考えると、これはまちづくりにとっても本質で密接な関連性があるのではないか。第34条第1項は残しておいた方がいいのではないかと思う。

(委員長)

第2項は語尾が「講ずるものとする」となっている。災害等の緊急時に自治体が財政措置をするのは非常に重い責任である。それをわざわざ自治基本条例に書かなくてもいいのではないか。

第9条については「十分発揮する」の「十分」を外してはどうかという意見があった。これは議会関連部分なので、調整のうえで決定して欲しい。

では、初めからチェックをしたい。

前文については特に御意見はなかったと思う。

第1条の「本市」を「高松市」としたほうがいいのではないかという御意見があったので、検討していただきたい。

第2条の定義では、第6号の協働において、「互いの特性を理解し」という文は「互いを理解し」でいいのではないかとあったので、これも検討していただきたい。市とNPOやコミュニティ団体とでは意思決定の特性が違うので、この言葉を使うことは理解できる。しかし、市と市民といった際に少し違和感を感じる。行政組織機構と民間の機構では、意思決定方法や行動規範が違うので「特性」という言葉は使えるが、市民と市との関係について言っているのだから、少しおかしく思う。

第5条第2号にもっと市民の関与について盛り込んでどうかという御意見があったが、第2条第5号にすでに参画という言葉が定義されている。定義の中で「主体的に関与することをいう。」といているので、「参画により」という言葉から市民が関与することが読み替えられるため、このままでいいと思う。

第8条第1項で「地域社会の活性化」まで言う必要があるのかどうかという御意見があったが、これは啓発的条項なので、これでも構わないと思う。

第3項の「応分の負担」という言葉が抽象的でないかという意見のほか、税だけでなく使用料や、役務的な意味合いのことも含んでいるのではないかという意見もあったが、その解釈でいくと「負担」の意味が広がりすぎるので、「納税等の義務」でいいのではないか。これについては議会との調整の結果を報告していただきたいと思う。

第9条第2項については、監視機能だけでなく牽制機能もあるのではないかという意見だが、「監視機能および牽制機能」としなくていいか、また、「十分発揮する」の「十分」は不要でないかという意見についても、あわせて確認してもらいたい。

審議経過および審議結果

第12条第2項で「議会の議決を経て」とならないのかという御意見があったが、この条例自体が議会の議決を経て定められるものであるため、必要ないだろう。

第13条については、能力の中に技能を含むかどうかということだが、含むという解釈でいけると思う。

私の出した意見として、第17条は第8条と重なる部分が多いのではないかとということがあったが、市民の役割と責務が第8条、参画の原則が第17条となっているので、このままで問題ないと思う。

第23条の地域コミュニティ協議会については質問・意見が多く出た。括弧の中が長いが、第23条は第1項、2項、3項がそれぞれ丁寧に書かれているので、4項に分けることはできないかという意見があり、それを法制担当に確認してもらいたい。あっさりしている市は「こういう組織を作ることができる」、「この組織に関係することは別に定める」などと書いていることがあるが、こうやってちゃんと書いて見せるということは民主的であると思う。ある意味丁寧なのだろう。法制担当との協議結果、これでいくというのであれば、それでも構わない。

第34条は削られていたが、むしろ必要なのではないかという議論があった。第1項については部門別・分野別の個別施策ではなく、基本的な政策だということである。自治体の職員はいざという時には災害対策本部の何班に所属し、何をしなくてはならないかということ認識し訓練しなくてはならず、それは災害だけでなく、財政破綻や職員の不祥事が起きた場合など、様々なケースにおいて当てはまることであり、部門別の施策ではない。これは行政運営の基本原則の話であるので、入れなくてはならないのではないか。むしろ、第2項は自治体に厳しく義務付けられたことであるから、緊急時に必要な財政措置を行わないということはある得ないため、必要ないのではないかということだった。

赤字の第34条、以前の第35条については、「～ながら」という言い方はしないのではないかと、という意見があった。これは語句の問題なので、修正してもらえればと思う。

(委員)

危機管理が非常に重要なのは当然であるが、前文には安全安心のまちづくりといったことが盛り込まれていない。それは「明るく住みよいまち」にすべて含まれるということだろうか。

(委員長)

含まれていると思う。あまり「安全で安心のまちづくり」を前面に押し出すと、不安全で不安心のまちなのかという印象を与えてしまう。そういう逆効果もある。

(事務局)

第7条第1項の文末の表現について、議論をお願いしたい。

(委員長)

ここは少し議論しなくてはならない。「参画する権利を有する」という一文は入れるべきか、言い換えるべきか。皆さんの御意思としてはどうだろうか。

(委員)

ここは表題に「権利」を使っているのではないかと。

審議経過および審議結果

(事務局)

見出しに使っているのと、第6条と比べると少しバランスが悪くなっているのだが、法制担当からこのような意見が出た。

(委員長)

それは法制担当が、新しい権利を与えるのことになるのではないかと危惧しているのだと思う。今まで持っていない権利を新しく与えるときは、法律または条例によらなくてはならない。それを与えるのではと心配しているのではないか。しかし、これは元々持っている権利であり、確認条項である。むしろ、こういう権利を持っているということを市民に知らしめることに意義があるだろう。この部分については、制定委員会の意向を法制担当に伝えてもらいたい。

それでは、委員皆さんの意見をいただいたので、もう一度、各部局や法制担当などと調整しなくてはならない部分は調整してもらいたい。その上で、最終案を各委員に配って、確認していただくようになると思う。後は、委員長と副委員長、事務局とで確定する作業をしても構わないだろうか。

(委員)

それで構わない。

(委員長)

それでは、そのような段取りで事務局に作業をお願いしたい。

(事務局)

条例の名称についてはどうすべきだろうか。分かりやすいものがないという意見もあるが、今はこの高松市自治基本条例で提案させていただいている。

(委員長)

この条例素案をつくる作業そのものが高松市自治基本条例制定委員会としてスタートしているので、正式名称は自治基本条例で問題ないのではないだろうか。これで十分分かりやすいと思う。いろいろ意見はあると思うが、いかがだろうか。

(委員)

自治基本条例が単純明快でいいのではないか。

(委員長)

では、高松市自治基本条例でいかせていただく。

それでは、今後の予定について事務局からお願いしたい。

(事務局)

それでは今後の予定であるが、先ほど委員長からあったが、本日の御意見を踏まえ必要な修正を加えるなど整理を行い、制定委員会の条例素案として取りまとめたいと思う。

取りまとめに当たっては、委員長、副委員長と協議をした上で整理をし、各委員に送付し、確認をしていただきたいと思います。

制定委員会としての条例素案の取りまとめが終われば、委員長から市長へ素案を提出していただきたいと思います。市長への提出については委員長と日程を調整の上、決まり次第、委員の皆様にも御連絡したいと思う。

その後の予定については、制定委員会からの条例素案を市長に提出いただいた後、市としての条例案を作成し、パブリックコメント、市民と市長の意見交換会

審議経過および審議結果

などを実施し、議会に議案として提出する予定となっている。

(委員長)

パブリックコメントを受けた結果として、一部修正する可能性もあると思う。よって、我々委員会としての最終的な作業は委員長、副委員長に委ねていただくが、その後また変わる可能性がある。そのような流れである。その他、何か御意見はないだろうか。

(委員)

自治基本条例というものを、誰も知らないのが現状である。内容はこれまで議論してきたのでいいと思うが、市民からすると知らない間にこのような条例ができたと感じられることは避けたいので、もっと周知する必要があるのではないかと思う。この委員会が周知についてまで言う立場にないが、素案を市長に提出する際に、委員会の意見として、いろいろなところで周知し、市民に知らせて欲しいということは何か付け加えてほしい。

(委員長)

周知するという件について市長に伝えて欲しいという意見だが、どういう形で広く市民に周知啓発するかという事について、事務局は何か考えを持っているだろうか。

(事務局)

先ほどもあったように、パブリックコメントを実施すると同時に、市民と市長との意見交換会を持つことを想定している。今のところ、東西南北と中央の5か所で実施する予定で、そこにはどなたが来てもらって構わないし、そこで市としての考えを伝え、意見交換することとしている。また、来年の2月15日が市政施行120周年に当たるのだが、自治フォーラムなどを実施することも考えている。御意見のとおり、この条例は市民に知ってもらわなければならない、また使ってもらわなくてはならないと考えているので、鋭意努力したいと思う。

(委員長)

他に何か御意見はないか。また、事務局から何か追加での連絡はないか。それでは制定委員会をこれで終了させていただく。

—以上で審議終了—